

介護予防通所介護相当事業

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中央福祉会が開設するデイサービスセンター三思園（以下「事業所」）は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及び青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に従い、要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】を提供します

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、個別援助計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- (4) 介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助及び助言等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
特に、認知症の状態にある場合は、必要に応じその特性に対応したサービス提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター三思園
- (2) 所在地 青森市大字横内字若草1番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理、個別援助計画の作成を行う。
ただし、管理者に事故ある時は、あらかじめ管理者が定めた従業者がその職務を代行する。

- (2) 生活相談員 3名以上
生活相談員は、介護予防通所介護相当事業の申込にかかる調整、利用者及びその家族に対する生活指導、相談、助言等を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (5) 介護職員 3名以上
入浴、食事、送迎その他必要な日常生活上のサービス提供を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護事業所の他の職種に従事することができる。
- (7) 事務職員 1名以上
介護報酬請求業務、労務管理、備品管理、修繕等を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日・祝日とする。
休日 土、日曜日、5月の祝日及び12月31日から1月3日
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(サービス内容)

第7条 サービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事、入浴、排泄の介護
- (2) 健康管理
- (3) 日常生活動作訓練
- (4) レクリエーション
- (5) 送迎 ほか

(利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食費 一食 550円

- (2) 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する実費
交通費 通常の実施地域を超えて片道1kmにつき50円
- (3) おむつ代実費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる実費
- (5) 前項の実費の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの提供の内容及び実費の額について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 安全性・快適性を確保するため次の点に留意する。

- (1) 施設・設備の使用については、本来の用途にしたがって使用する。故意に設備を破損した場合は自己負担により現状に復することもある。
- (2) サービス利用中の医療の提供は、必要と判断された場合のみ嘱託医と協力病院のみの提供を受けることが出来る。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は利用者に対するサービスにより事故が発生した場合には、速やかに保険者市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

なお、当事業所における損害賠償保険の内容等は次のとおりとする。

加入保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

加入保険 社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止対策検討委員会の設置

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第16条 災害等の非常事態に際しては、利用者及び従業者の生命及び身体の安全及び保護を優先して対処する。

非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 避難訓練、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民との密接な連携体制を確保し、協力を得られる体制づくりに努める。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症対策委員会の設置・開催（6月に1回以上）
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症対策研修の実施（年1回以上）
- (4) 感染症の発生を想定した訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）

(地域との連携)

第18条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 従業員等の質的向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者である間及びなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人中央福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年7月1日改正

平成29年7月1日改正

平成29年9月1日改正

平成30年4月1日改正

平成30年10月15日改正

平成31年4月1日改正

令和1年8月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年8月1日改正

令和5年6月1日改定